

信州大学における消費者問題の取り組みについて

2015. 1. 27

信州大学客員教授 堺 次夫

1. 悪徳商法対策の啓発講演会を契機とした取り組み

(1) 2003 (H15) 12. 3 信州大学本部、マルチ商法が学生寮内で広がり、被害が表面化したこと等を背景として、悪徳商法対策の学内啓発講演会開催。

堺、講師として招かれ、松本キャンパス（信州大学本部）にて講演を行う。

（講演会は、遠隔会議システムを活用し、松本キャンパスから、長野、上田、伊那キャンパスにも同時中継される。講演の対象は、学生の他、教員、大学関係者。）

(2) 全国の大学、短大のマルチ商法対策強化へ

① 2004 (H16) 年 1 月、上記講演の際の信州大学関係者との意見交換等をふまえ、堺より、経済産業省消費者問題担当審議官に、全国の大学でのマルチ商法蔓延の実態を報告し、文科省と対策を協議戴きたい旨、陳情。

② 経産省から、文科省に担当課長が出向き、協議。

③ 2004 (H16). 1. 23 文科省は全国の大学、短大当局に「マルチ商法等の注意喚起」要請の文書発出。（本通達は、マルチ商法関係では、1978. 6. 23 文部省から全国の国・公・私立大学長あてに発出された通達「ネズミ講に係る学生啓発について」以来のものと言える。）

2. 2004 (H16) 年度、長野県松本消費生活センター（所長 高橋加代子）の支援・協力を得て、経済学部の学生有志 13 名による「消費者問題研究会」がスタート。

（取り組み事例 1）

高校生を対象とした「迷惑メールに関するアンケート」を実施（2004 年 11 月）。

「消費者問題研究会」は、当時、県松本消費生活センターに寄せられる消費者相談数の最も多かった、パソコン・携帯電話の迷惑メールについて、松本周辺の 17 高校にアンケートを行い、1154 人から回答を得た。

- ・ 2005 年 2 月、迷惑メールに関する高校出前講座（計 4 回）の実施。
- ・ 2005 年 3 月、学生の自主制作による啓発パンフレット「迷惑メールについて考えよう」（全 13 頁）を刊行し、市内の高校等に配布。
- ・ 2005 年 3 月、迷惑メールに関するシンポジウム開催（松本消費生活センター

(取組み事例2)「信州大学生のマルチ商法に関する実態調査」を実施(2005年11月)。当時、マルチ商法の被害が信大生に蔓延しており、とりわけ、学生寮での被害が深刻化していた。消費者問題研究会では、友人の被害を知り、マルチ商法について実態調査を行うこととした。アンケートは、信州大学生総数約8000名のうち1年生等が所属する松本キャンパスの4500名を対象とし、982人から回答を得た。

- ・ 2006(H18)年12月4日、国民生活センターシンポジウム「全国消費者フォーラム」で、アンケート結果について「消費者問題研究会」が研究発表を行った。
- ・ 堺次夫、樋口一清「ビジネスと社会規範のあり方に関する一考察」－イノベーションマネジメント研究 No.3 (2007(H19). 6. 29刊行)

3. 社会人大学院(経営大学院)、イノベーション研究・支援センターを中心とした取組み

① 2006(H18)年秋、消費者問題特別講座開設

ゲスト講師として、消費者問題の実践者(清水鳩子主婦連元・会長他)、専門家、消費者行政担当責任者等を招き、特別講義を実施する。これに堺も講師として参加する。

→後に樋口一清・井内正敏編著「日本の消費者問題」(2007年・建帛社)を刊行。

② 2009(H21). 4. 1 堺次夫を信州大客員教授として招聘。

経営大学院で社会人大学院生に適宜、「消費者問題」講義を開始する。

③ 2012(H24)年11月、イノベーション研究・支援センター内に「消費者問題研究室」を開設。堺次夫、室長に就任する。

④ 2013(H25)年1月より、信大生、市民のためのオンライン消費者相談室開設。スカイプサービス(テレビ電話)を活用。

4. その他

「消費者ネットワーク長野」の取組み

長野県消費生活条例制定への取組み、消費者問題学習会など

「長野県消費生活条例」制定へ 2008(H20)年7月成立。2009(H21)年1月施行。47都道府県で唯一、消費生活条例がなかったのが長野県。2006(H18)年6月、県議会で全会派議員の紹介による「請願書が全会一致でされ、2007(H19)年5月、消費者、事業者、学識経験者、市長村代表者による「県消費生活条例(仮称)検討委員会」(委員長、樋口一清信州大学教授)がスタート。大学、地域、消費者関係者、行政等が協力して消費者問題を推進する体制が確立。

以上